粕屋町内在住の 65 歳以上の方対象

上限
2万円

補聴器購入費助成のご案内

粕屋町では、加齢に伴う難聴により友人や家族などとコミュニケーションが取りにくい高齢者に、補聴器購入費の一部を助成します。
※疾病による難聴者への補助については、福祉課：障がい支援係（092-938-0278）までお問合せください。

補聴器購入前に申請が必要です。

＼次の全てに該当する方／

要件

- □65歳以上で、加齢による聴力低下と診断された方
- □耳鼻科の医師が、難聴により補聴器の装用が必要と認めている方
- □住民税非課税世帯に属する方
- □身体障害者手帳（聴覚障害）の交付対象とならない方
- □補装具費の支給対象とならない方
- □粕屋町難聴者補聴器購入助成金の交付を受けることができない方
- □過去に本事業による助成を受けていない方

助成額

補聴器1台の購入費用の2分の1（上限 20,000 円）
※医療機器認定を取得している補聴器に限ります。
※両耳分を購入する場合、片耳分のみ対象となります。

注意事項

- 必ず、補聴器を購入する前に申請して下さい。
  交付決定前に購入されたものについては助成の対象となりません。
- 集音器や付属品代、診察料、文書料、修理費用、送料等は助成対象外です。
- 補聴器は認定補聴器技能者が在籍する販売店で購入したものに限ります。

【お問合せ】　粕屋町高齢者支援課シニア応援係
TEL：092－938－0229

手続きの流れ

1.窓口で相談する

粕屋町高齢者支援課シニア応援係までご相談下さい。
助成対象の要件確認をした後に、申請書及び医師意見書(粕屋町様式第2号)をお渡しします。

2.医師意見書様式を持参し、耳鼻咽喉科を受診

耳鼻咽喉科(身体障害者福祉法第 15 条第1項指定医または補聴器相談医)を受診し、補聴器の装用が認められた場合に、医師へ意見書(粕屋町様式第2号)の作成を依頼して下さい。
※診察料、文書料(意見書作成料)等は自己負担です。
※聴力測定を正確に行うため、医師から 2 回以上の診察を案内される場合があります。
※診察の結果、補聴器購入費の助成対象とならない場合もあります。

3.購入する補聴器の見積書の取得、申請書等提出

認定補聴器技能者が在籍する補聴器の販売店に意見書を持参し、購入する補聴器の見積書を作成してもらってください。(※意見書発行から3か月以内に取得してください。)
見積後、粕屋町高齢者支援課シニア応援係に次の書類を提出してください。
□粕屋町加齢性難聴高齢者補聴器購入費助成事業申請書(粕屋町様式第1号)
□粕屋町(難聴者・高齢者)補聴器購入助成金医師意見書(粕屋町様式第2号)
□購入を予定する補聴器の見積書
□申請者の属する世帯の全員分の住民税非課税証明書(※粕屋町で課税されている方については省略可)

4.助成金交付決定通知書の受取

申請内容を審査し、助成金の交付決定後、申請者に助成金交付決定通知を送付します。

5.補聴器の購入

助成金交付決定通知書が届いたら、見積書を作成した補聴器店で補聴器を購入し、領収書をもらってください。
※申請時に提出した見積書と異なる補聴器を購入した場合は、助成の対象外となります。
※助成金交付決定通知書が届く前に、補聴器を購入した場合は助成対象外となります。
※継続的な装用のため、定期的な耳鼻咽喉科の受診や補聴器店での調整をおすすめします。

6.助成金の請求

補聴器購入後、助成金交付決定の日から1年以内に粕屋町高齢者支援課シニア応援係に次の書類を提出してください。
□粕屋町加齢性難聴高齢者補聴器購入費助成金交付請求書(様式第5号)
□補聴器購入に係る領収書
※交付決定の日から1年以内に請求がない場合は、交付決定を辞退したものとみなします。

7.助成金の振込

申請者に助成金交付額確定通知を送付し、助成金を振り込みます。

耳鼻咽喉科(身体障害者福祉法第15条指定医または補聴器相談医)および
認定補聴器専門店の一覧は、粕屋町ホームページまたは窓口で確認できます。